

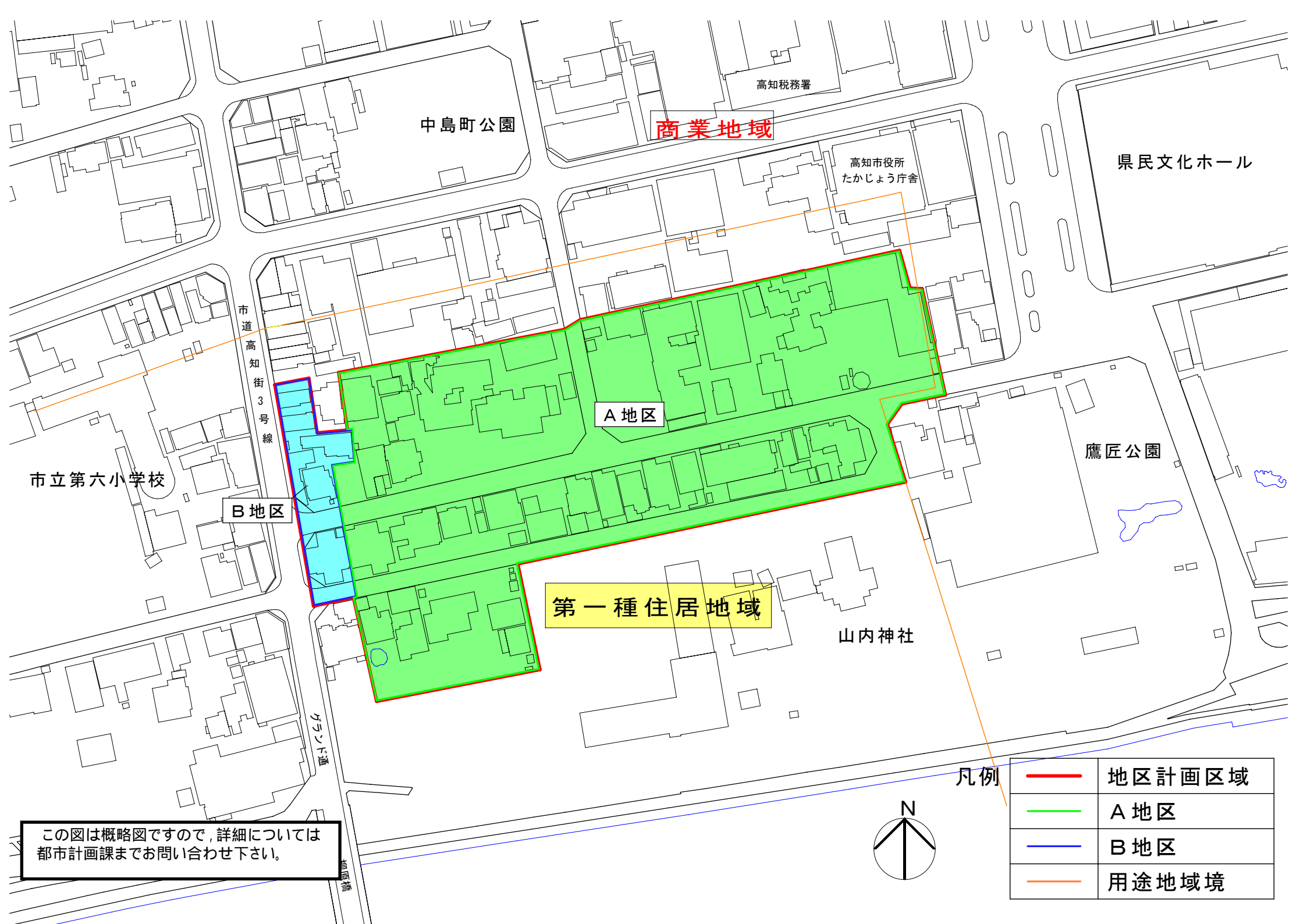
# 鷹匠町地区計画

(平成19年11月27日告示第181号)

名 称	鷹匠町地区計画	
位 置	高知市鷹匠町二丁目の一部	
面 積	約1.8ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、高知駅から南西へ約2kmの高知市の中心部に位置し、歴史ある山内神社の自然の森と周囲の鏡川や筆山を借景とした閑静な住宅街である。そこで、地区計画を策定することにより、自然と調和した良好な住環境の形成及び地区内の緑化を推進し、落ち着いたある街並みの保全を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	低層による住宅地を主体とし、緑豊かな景観の形成を図るため、敷地内の緑化に努め、自然と調和した住環境の保全及び形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区内における既設の地区施設の機能を損なわないよう維持及び保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境の形成及び保全を図るため、次に掲げる事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物等の高さの最高限度 (3) 建築物等の形態、意匠の制限 (4) かき又はさくの構造の制限 (5) 道路(市道高知街3号線を除く。)に面して自動販売機を設置しないこと。

地区の区分		A地区	B地区
		約1.7ha	約0.1ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築することができない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3で定めるもの (3) 共同住宅、寄宿舎及び下宿 (4) 近隣住民を対象とした公民館及び集会所 (5) 保育所 (6) 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。） (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるもの及び畜舎を除く。）	—
	建築物等の高さの最高限度	14m ただし、建築物の高さの算定については、令第2条第1項第六号ロの規定は、適用しない。	
	建築物等の形態、意匠の制限	(1) 建築物の外壁及び屋根の色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ただし、既存のものについては、この限りでない。 ア R系又はYR系の色相を使用する場合は、彩度6以下 イ Y系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (2) 屋外広告物の表示については、高知市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第88号）第2条第2項第1号に規定する第一種禁止地域等の例による。（ただし、既存の屋外広告物及び市道高知街3号線に面して設置する屋外広告物については、この限りでない。） (3) 建築設備等は、道路からの景観に配慮し、周辺との調和を図る。	
	かき又はさくの構造の制限	道路境界面にはブロック塀を設けないこととする。ただし、既存のもの、フェンス等の基礎部分及び景観に配慮したものについては、この限りでない。	

区域は計画図表示のとおり



中島町公園

高知税務署

商業地域

高知市役所  
たかじょう庁舎

県民文化ホール

市道高知街3号線

A地区

鷹匠公園

市立第六小学校

B地区

第一種住居地域

山内神社

ランド道  
鷹匠橋

凡例

	地区計画区域
	A地区
	B地区
	用途地域境



この図は概略図ですので、詳細については  
都市計画課までお問い合わせ下さい。